

パブリックコメントの結果

◆意見提出状況

- ① 総件数 77件
- ② 提出者数 14人

◆ご意見の内訳

	計	ご意見を取り入れたもの	
		原案のとおりとしたもの	
修正案に関するご意見	39	15	24
男女共同参画に関する事【No. 1～13】	(35)	(14)	(21)
災害時における物資供給に関する事【No.14～16】	(4)	(1)	(3)
その他のご意見【No.17～36】	38	—	—

パブリックコメントの主なポイント

- 「男女共同参画」という語句を計画のあらゆる箇所に明記してほしい。
- 自主防災組織の育成指導に男女共同参画の視点を入れ込んでほしい。
- 男女共同参画推進センター（アルザにいがた）の災害時の役割を明記してほしい。
- 災害時の物資供給体制に関して、農業団体や物流事業者との連携を強化してほしい。
- 原子力事故発生時における緊急時モニタリング結果を速やかに公表してほしい。

No.	素案記述箇所	ご意見	件数	市の考え方	備考
1	総則1-1	「第1節 計画の方針、3 計画の構成及び内容、(1) 総則」に共同参画をいれる。	1		
2	総則 (新規追加)	「第2節 防災の基本方針及び市民等の責務、1 基本方針」の下線部を追加する。 「自助」「共助」「公助」の連携により災害からの被害を最小化を目指す『減災』の考え方及び男女共同参画を基本に防災の充実・強化に努める。 【理由】基本方針に男女共同参画を明記することが重要。各項目にはかなり男女共同参画を意識して加えてあるのは大変よいので、なおのこと大基のところにはっきりさせておく必要あり。国「基本的な考え方にも平常時からの男女共同参画の推進が入っており、今やこの視点は防災にも欠かせない。」	6	今回の地域防災計画の修正にあたっては、東日本大震災で改めて浮き彫りになった防災・災害対応に女性の視点が欠けていたとの課題について、本市としてその改善策を講じ、計画に反映させることを重点目標の一つとしました。 そのため「女性の視点で新潟市の防災を考えるワーキンググループ」を設置し、女性ならではの気づきや経験から課題となる事項を洗い出し、具体的な対応策を検討いただきました。検討結果は、地域防災計画の本編に加え、避難所運営や地域のリーダー育成等の具体的なマニュアル等にも反映させています。	
3	総則 (新規追加)	「第2節 防災基本方針及び市民等の責務、2 市民及び事業者の責務、(2) 共助」の下線部を追加・削除する。 「男女共同参画の視点をもって(追加)共に助け合う」 ～災害は地域の力で乗り越える。みんな男女共同参画で支え合い… ◎地域で主体的に行うこと ・地域で取り組む自主防災組織活動は、…年齢、性別を問わず、男女共同参画の視点をもって、積極的に活動に参加し…。 【理由】共助の中心になる地域は以前として性別役割意識が根強く、「性別を問わず」だけでは、固定的な性別役割のままの活動になってしまう。くどいようでもここは念には念を入れる必要がある。	5	それぞれのご意見は、地域防災計画の「総則」で規定した各箇所において、男女共同参画の視点を記載すべきとのことですが、「総則」は本市の防災の大方針を示す部分であり、「男女共同参画」は、この大方針を推進していくための「基本的な考え方」の一つであることから、原案のとおりとさせていただきます。 また、「第2節 防災の基本方針 2 市民及び事業者の責務、(2) 共助」について、同様に「みんなで…」や「年齢、性別を問わず…」といった全体を包含する表現が適当と考えます。	—
4	総則1-3	「第3節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱、1 防災関係機関の責務」の下線部を追加する。 (1) 新潟市 …他の地方公共団体、市民及び事業者の協力を得て、男女共同参画の視点をもって防災活動を実施する。 (2) 新潟県 …他の地方公共団体、市民及び事業者の協力を得て、男女共同参画の視点をもって実施するとともに、… (3) 指定地方行政機関 …他の指定地方行政機関と相互に協力し、男女共同参画の視点をもって防災活動を実施するとともに、… (4) 指定公共機関及び指定地方公共機関 …新潟市の活動が円滑に行われるよう、男女共同参画の視点をもってその業務に協力する。 【理由】「公助」としての新潟市の責務に、男女共同参画を明記することは一番重要である。	3	市、県、指定公共機関等の防災関係機関の責務として、市域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護する旨を総則的に示した部分であり、「男女共同参画の視点」だけを特別に追加する必要はないと考えています。	—
5	予防1-3	「防災知識の普及・訓練」の項で、「妊産婦や乳幼児の安全で確実な避難のために、平常時より、保健センター・保健所、子育て支援センター、保育所、幼稚園等の関係機関を通じて、妊産婦や乳幼児の保護者等に対して防災知識の普及や訓練を行う」と明記して欲しい。	1	妊産婦や乳幼児の保護者等が利用する医療機関(クリニック等)や子育て支援センター、保育園などの施設は「第2部、第1章、第5節 建築物災害予防計画、1 公共建築物」において、「医療救護活動の施設(病院等)」、「福祉施設」として位置付けています。こうした施設や関係機関を通じた施設利用者への防災知識の普及や訓練実施については、「第2部、第1章、第1節 防災知識の普及計画、6(1) 病院、福祉施設等における防災の啓発」において、 病院や福祉施設は、病人、けが人、高齢者、障がい者等の災害発生時に自力で避難することが通常の人に比べ困難な人が多く利用していることから、施設の管理者は、平常時から要援護者を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し、避難誘導訓練など十分な防災教育を行う。 と規定しています。 いただいたご意見は本項目に含まれる内容となりますが、ご意見を参考に下線部分を「病人、けが人、高齢者、障がい者、乳幼児等」と修正することとします。 (新旧対照表No.195を参照)	修正案に 反映
6	予防1-8	「第3節 自主防災組織育成計画、5 地域防災活動のリーダー育成」の下線部を追加する。 …男女共同参画の視点を持った「防災リーダー」を育成する。なお、その際は、組織のリーダーに複数の女性が参画するよう、女性リーダーの育成を図る。 【説明】女性の視点で新潟市の防災を考えるワーキンググループの意見が反映し、男女共同参画による防災活動が具体的に示された内容になっていると思います。女性リーダー育成についても触れている点も積極的だと思いますが、男女共同参画の視点を持ったリーダー育成が必要です。男性の中にもその点を理解できる方もあるはずなので、「男女共同参画の視点を持った防災リーダー」の育成を掲げて下さい。	4	第2章、第1部、第3節 自主防災組織育成計画では、 第4項において「男女共同参画の推進」を規定していますが、同項について、現行では第3項「組織の編成及び活動形態」には、かかるものの、第5項(今回いただいた意見項目)の「地域防災活動のリーダー育成」にはかかってこない構成となっています。 ご意見の主旨を踏まえ、下記のとおり、計画の構成及び記載の修正を行います。 3 組織の編成及び活動形態 → 修正なし 4 地域防災活動のリーダー育成 → 項番号の修正(5→4) 5 男女共同参画の推進 → 項番号の修正(4→5)、及び記載追加 市は、自主防災組織の編成及び活動、並びに地域防災活動のリーダー育成にあたり、多様な世代及び男女それぞれの視点やニーズが反映され、性別や年齢等により役割が固定化されることがないよう、防災における男女共同参画の推進について指導する。 (新旧対照表No.11、12、13を参照)	修正案に 反映
7	予防1-8	(新旧対照表No.13) 5 地域防災活動のリーダー育成 二行目後半 「参画するよう」を「参画するために」とする。	1	「第3節 自主防災組織育成計画、第5項 地域防災活動リーダーの育成」について、ご意見の主旨を踏まえ、下記のとおり修正します。 …「防災リーダー」を育成する。なお、その際は、組織のリーダーに複数の女性が参画できるよう女性リーダーの育成を図る。 (新旧対照表No.12を参照)	修正案に 反映
8	予防1-8	市民・企業の自主防災活動に、自主防災組織について、「各活動において女性の参画促進に努めるとともに、固定的な役割分担意識にとらわれることなく、男女共同参画意識をもって取組む」と明記して欲しい。	1	新旧対照表No.11、13にあるとおり、今回の見直しの中で、自主防災組織の編成や活動にあたり、多様な世代及び男女それぞれの視点やニーズが反映され、性別や年齢等により役割が固定化されない体制づくりを目指すことや、女性リーダーの育成など、同主旨を取り入れています。	—
9	予防1-9	(新旧対照表No.15) 10 市民及び事業所の役割 (1)市民の役割 二行目「しやすい」を削除し、「するための」とする。	1	「第2部、第1章、第3節 自主防災組織育成計画 第10項市民及び事業所の役割(1)市民の役割」について、ご意見のとおり修正します。 …防災知識及び技術の習得に努める。また、活動に女性が参画するための仕組みづくりに努める。 (新旧対照表No.15を参照)	修正案に 反映
10	資料14-1	【新潟市自主防災組織育成指導要綱】についての下線部を追加する。 (認定基準) 第3条 市長が定める自主防災組織の認定基準は、次の各号のとおりとし、当該各号に適合したものを以て自主防災組織と認定する。 (1) 次のいずれかに該当するものであること。 ア 男女共同参画による住民組織を単位として結成された組織 イ 男女共同参画による情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班、給食給水班及び避難所運営班などを編成し、… (育成指導方針) 第4条 市は、自主防災組織の育成について、地域の実情に応じた組織作りを働きかけるとともに、災害発生の際に男女共同参画の視点からも(追加)十分な防災活動が行われるよう指導するものとする。 【理由等】地域防災の中心は多くの場合、高年男性であり、固定的な性別役割分業に基づく防災活動訓練等が行われているのが現状です。平日の日中に地域にいるのは女性であることが多く、また、災害時要援護者の日常的な援助者も多くの場合、女性です。その反面、職業や地域活動などを通して、女性の能力や人とのつながりも多様化しています。 そうした現状から本要綱に「男女共同参画の視点」を明記して、新潟市は自主防災組織を男女共同参画の視点から育成指導していくことをはっきりと示して、地域社会をリードすることが求められています。市の基本的な姿勢が浸透していくことで、地域での日常的な活動で多様なニーズが反映されやすくなり、実際の災害発生時には有効かつ速やかな防災活動ができると考えます。	6	第3条は、新たに組織を結成する場合の「認定基準」であり、ご意見の主旨を踏まえると、育成指導方針を規定する第4条を下記のとおり修正することが適当と考えます。 第4条(育成指導方針) 市は、自主防災組織の育成について、地域住民の自主性を尊重し、地域の実情に応じた組織作りを働きかけるとともに、災害発生の際に十分な防災活動が行われるよう指導するものとする。その際は、男女双方の視点等に基づいたものとなるよう合わせて指導する。 (新旧対照表No.401を参照)	修正案に 反映

No.	素案記述箇所	ご意見	件数	市の考え方	備考
11	応急2-14	神戸市の様に災害時に「男女共同参画課は、女性のための相談窓口をし、男女共同参画推進センター等と連携した女性の専門の相談員による相談を実施する。また、DV相談等が必要な場合は、専門機関を紹介する」と男女共同参画課の役割を明記して欲しい。	1	<p>いただいたご意見を参考に「第3部、第2章、第3節 災害広報・広聴計画 2 広聴相談活動」に下記項目を追加します。</p> <p>(4) 女性のための相談の実施 市民生活対策部市民生活班は関係部署や関係機関・団体と連携し、女性のための相談・支援を実施する。 (※現行の「(4)相談窓口開設の周知」は(5)に繰り下げ) (新旧対照表No.248を参照)</p> <p>なお、男女共同参画課は、新潟市災害対策本部の市民生活対策部市民生活班として、市民相談をはじめとした様々な災害応急対応を実施していくこととなります。</p>	修正案に反映
12	応急2-21	<p>「第4節 避難及び避難所計画、5 避難所の運営、(4) 男女それぞれの視点に立った避難所運営」の下線部を追加・削除し、「避難所に女性相談窓口を設置すること」を加える。</p> <p>避難所の運営にあたっては、男女双方の視点等に配慮した運営に努める。特に、<u>相談窓口を所轄する課は、女性相談窓口を設けてその周知徹底の努め、被災後のDV等の予防や避難所における安全性の確保に配慮する。また、女性専用の物干し場や授乳室、男女別の更衣室・トイレ・休養スペースを設置するとともに、女性による女性用品の配布など、男女のニーズの違い等に配慮する。</u></p> <p>【説明】新潟市地域防災計画の見直しの7つの視点①について、女性ワーキンググループの提案を支持したいと思います。具体的な施設や備品等、形になったニーズについては、提案が生かされた内容になっていると思います。しかし、その一方で形になりにくい「不安」や「悩み」への対応が明瞭ではありません。医療相談ではカバーしきれないDVや性暴力、虐待などの被害を未然に防止するためにも、民間や他の行政による相談機関と連携して相談窓口を設置することが必要です。そして、設置場所や連絡方法などが必要とする人にきちんと伝わるように、周知徹底を工夫することが求められます。東日本大震災後には、宮城、福島、岩手の各県警察へDV相談件数が急増しているとの発表もあり、女性相談窓口を設置しその周知徹底を工夫する事は欠かせません。</p>	4	<p>女性相談窓口については、現時点で拠点的な設置が現実的であることから、避難所運営を規定する部分ではなく、相談活動を概括的に示す「第3部、第2章、第3節 災害広報・広聴計画、2 広聴相談活動」の中に、新たに「(4) 女性のための相談の実施」として規定します。</p> <p>(4) 女性のための相談の実施 市民生活対策部市民生活班は関係部署や関係機関・団体と連携し、女性のための相談・支援を実施する。 (※現行の「(4)相談窓口開設の周知」は(5)に繰り下げ) (新旧対照表No.248を参照)</p> <p>なお、窓口の設置場所や相談方法、避難所への周知等、具体的な事項については、今後、関係課や関係団体と検討を進めていきます。</p>	—
13	予防1-8 応急2-21他	<p>「災害支援事例集」(東日本大震災女性支援ネットワーク)・「男女共同参画の視点からの防災・復興の取り組み指針(概要)」(内閣府・男女共同参画局)を基に学習の中から、下記のように提案いたします。</p> <p>避難期について 避難所運営には必ず女性リーダーとして参画 ～女性たちの多様なニーズや相談にあたる～</p>	1	<p>女性リーダーについては「新旧対照表No.13」を、多様なニーズへの対応については「新旧対照表No.98」のとおり今回の地域防災計画の見直しで、ご意見の主旨に沿った修正を行っています。</p> <p>女性相談窓口については、現時点で拠点的な設置が現実的であることから、避難所運営を規定する部分ではなく、相談活動を概括的に示す「第3部、第2章、第3節 災害広報・広聴計画、2 広聴相談活動」の中に、新たに「(4) 女性のための相談の実施」として規定します。</p> <p>(4) 女性のための相談の実施 市民生活対策部市民生活班は関係部署や関係機関・団体と連携し、女性のための相談・支援を実施する。 (※現行の「(4)相談窓口開設の周知」は(5)に繰り下げ) (新旧対照表No.248を参照)</p> <p>なお、窓口の設置場所や相談方法、避難所への周知等、具体的な事項については、今後、関係課や関係団体と検討を進めていきます。</p>	—
14	予防1-42 応急2-41等	災害時の食糧や生活必需品の確保・供給について 「調達・提供に努める」旨の記述があるが、具体的な対応として、農業団体や流通業者等の協力体制を構築する事が重要であり、このことを防災計画の中で明記できないか。	1	<p>災害時における食糧や物資については、「第2部、第1章、第13節 災害備蓄計画 1 (2) イ 流通備蓄」において協定事業者等から想定避難者数の1食分の食糧を調達する。そのため、卸・小売業者と災害時における食糧及び生活必需品の確保及び供給に関する協定等を締結するなど、その安定供給を図る。 と規定しているほか、「第3部、第2章、第8節 食糧供給計画 2 (2) 流通事業者等による調達」において 市民生活対策部市民生活班は、被害状況を把握し、総務対策部財務班と調整のうえ食糧の購入及び供給計画を作成し、被災者等に対する食糧の調達を行う。 と規定しており、災害時応援協定の締結等を通して確保・調達することとなっていることから、原案のとおりとさせていただきます。 なお、現在、総合スーパーや飲料メーカーなどの調理不要な加工製品を扱う事業者、さらには運送車両や倉庫を有する物流事業者などと災害時応援協定を締結していますが、いただいたご意見を参考に今後も協力体制の拡充を図っていきます。</p>	—
15	図表2-16	NO. 435 備蓄品目、備蓄数量の表示について お粥 3年または5年 飲料水 5年または7年 携帯トイレ 7年または15年 以上の3点についての保存年数はどのように解釈をすれば良いのでしょうか。 現在備蓄中の物を考慮しての表示かと思われるが工夫されたい。 他の食糧の関係表はどうしているのですか。	1	<p>備蓄については、毎年の購入量が平準化するよう、保存年限を踏まえたサイクルで計画的に購入しています。 ご意見をいただいた3点の備蓄品目は保存年限が延長されたもので、購入サイクルの関係から入替途中となっており、原案では並列での表記としました。 しかし、わかりにくいのご指摘かと思われますので、「お粥は3年、飲料水は5年、携帯トイレは7年」と修正すると同時に、欄外に「お粥は5年、保存飲料水は7年、携帯トイレは15年保存可のものに移行中」との表記を追加します。 なお、食糧の備蓄については、掲載しているもので全てです。 (新旧対照表No.447を参照)</p>	修正案に反映
16	応急2-41	<p>「No.100 応急2-41 1 食料の供給体制」で、対象となる範囲を広げる。</p> <p>修正箇所: 「No.100 応急2-41 1 食料の供給体制 イ 地震による被害のため、自宅で炊事ができない者 修正文: 災害による被害のため、自宅で炊事ができない者 (説明): 食料の供給体制は地震時だけでなく必要な施策です。</p>	2	<p>「応急2-41ページ」は「震災対策編」であることから、地震に限定した記載となっています。 なお、「応急3-45ページ」の「風水害対策編」にも同様に食料供給計画がありますが、ここでは「風水害による被害のため、自宅で炊事ができない者」としています。</p>	—
17	その他	女性だけを対象とした女性の視点に立ってのワーキンググループの中で、女性の意見を聴く工夫をしたことは評価する。	1	ありがとうございます。これからも多様な視点を取り入れた防災対策を進めていきます。	—
18	その他	防災は全庁的な取り組みが必要であるが、男女共同参画の視点を取り込んだ施策のためには、男女共同参加課と連携した取り組みが重要である。	3		
19	その他	新潟市は、常時から研修などを通して、男女共同参画、性別役割分業からの解放(固定的なジェンダーにしばられない意識)の啓発を職員・市民に対して行う。	6	常時における意識啓発等について、男女共同参画課と連携して、市として取り組みを進めていきます。	—
20	その他	女性リーダーの育成—市政や地域活動における女性の参画を積極的にすすめる。	1		
21	その他	地域防災計画に男女共同参画センター(「アルザにいがた」)の災害時の女性支援拠点としての役割や位置づけを明記して欲しい。	5	新潟市男女共同参画推進センター(「アルザにいがた」)は、平時から男女共同参画に関する相談や情報提供、広報啓発等を実施しており、発災時においても女性支援に関する役割を担う施設であると考えています。 いただいたご意見をもとに、当該施設の役割の明確化について、今後、男女共同参画課及び関係機関・団体と検討していきます。	—
22	その他	発災時には、女性職員を現場(避難所)に派遣すべき。	3	災害・被害状況等にもよりますが、できる限りご意見に沿うような対応に努めます。	—
23	その他	性暴力を防ぐために、高校生等への防犯ベル・助けを知らせる笛・相談窓口の電話番号カード・身体を清潔にするための物資の配布等を行い、ハラスメントの防止と素早い対応を図るべき。	3	ご意見を参考に、今後、避難所生活におけるハラスメント防止対策や対応方法について、関係機関・団体とともに検討していきます。	—

No.	素案記述箇所	ご意見	件数	市の考え方	備考
24	その他	避難所運営における炊き出し当番等は男女共同参画で行うとともに、「託児」「託老」や預け合いなども工夫し、女性のケア役割からの軽減を図るべき。	4	新旧対照表No.98、116のとおり、原案にてご意見の主旨にそった修正を行っています。 また、「避難所運営マニュアル」を改訂し、「託児」「託老」についても配慮するように記載しています。	—
25	その他	緊急時モニタリング結果の情報公開について 原子力事故発生時に、市は国や県と連携をとり、緊急時モニタリング(SPEEDI)の情報結果を使用することとなると思うが、東京電力福島第一原子力発電所事故で情報が速やかに公表されなかったことにより、被害が拡大した教訓を受けて、市は緊急時の情報を速やかに市民に公開してほしい。 同時に市の適切な判断による避難指示を望む。	1	国の原子力災害対策指針では、緊急時モニタリングの結果の解析・評価及び公表を国が一元的に実施します。市としても、その結果をホームページやいがた防災メール等で市民にお伝えするとともに、屋内退避や避難等についても適切に判断したいと考えています。	—
26	その他	計画が良くても、市民が知らないでは役に立ちません。 その辺を工夫して推進して下さい。行政が行っている事が市民には見えない。	1	ご意見を踏まえ、周知の方法を工夫して実効性を高めるよう努めていきます。	—
27	その他	地域防災計画策定(修正)後、実施にあたっては、「絵に描いた餅」にならないよう、市民に周知徹底されるよう工夫が必要と考える。	1		—
28	その他	7つの視点での見直しはそれなりに良しとしても、具体的な取組に至っては各区ごとに対応が異なるが、その部署をどのように位置づけされているのか。(河川氾濫、津波対策、原子力事故)	1	平時における各区役所の防災業務は、災害種別を問わず総務課が担当しています。 また、大規模災害発生時は、市長を本部長とする新潟市災害対策本部が設置されますが、区には区長を本部長とする区本部が設置され、事前に区各課の役割分担が決められています。 地域課は車両等による避難広報、区民生活課は物資調達、健康福祉課及び保護課は避難所運営、建設課は水防活動や道路の被害調査、総務課は区本部の総括や避難区域の設定並びに避難所開設を実施することとなります。 ご意見にあるとおり、発生しうる災害・被害の様相は区ごとに異なり、独自対応が必要なケースも想定されることから、区長は自らの判断によって、区本部の設置、区職員の参集、臨機応変な災害応急対応などを可能としています。	—
29	その他	防災会議の委員数は年ごとに増加しているが(60人以内から70人以内)限られた時間内での意見の聴取は十分に可能なか。防災会議が形骸化して行くのではと懸念されます。	1	市防災会議の開催にあたっては、事前に構成機関で組織する「幹事会」を開催し、市防災会議における議事についての説明・意見聴取を行っています。 また、市防災会議及び幹事会への資料の事前送付を行い、各機関等における検討時間が十分確保されるよう配慮するなど、実効性の確保に努めています。 さらに、会議体としてだけでなく、共同で防災訓練や研修会を実施するなど、緊密な連携のもと、本市の防災体制強化に向けた体制づくりに取り組んでいます。	—
30	その他	地域防災計画は自然災害などから市民の生命、身体、財産等を守るために作成されていると理解をしています。そこで、法体系は異なりますが市国民保護計画との整合性は、どの様に位置づけされていますか。	1	災害対策基本法に基づく地域防災計画と国民保護法に基づく国民保護計画は、国・県の関与や事案として自然災害と大規模テロ等の武力攻撃事態との違いがありますが、どちらも市民の生命、身体、財産等を守ることを目的としています。 したがって、国民保護計画に定めのない事項のうち、住民避難や救援活動に関する事項など、地域防災計画の考え方が適用できる事項は、地域防災計画の措置に準じることとしています。	—
31	その他	新潟県を待たずに、計画を立てられていたら如何でしょうか。 政令都市である新潟市は、県と同等な対応能力を求められていると思う。 地域ごとの細かな事情は、県より市の担当者が知っており、地域にあった防災計画が出来ると考えます。待ちの姿勢からの脱皮を望みます。	1	原子力事故災害発生時の広域避難や津波浸水想定については、広域的に統一性が必要なことから、市独自に計画することが適当でない分野となりますが、どちらも対応が遅れていることは事実であり、県に対して作業のスピードアップを強く催促してまいります。なお、市単独で取り組める対策については着実に推進してまいります。	—
32	その他	もっと行政が前面に出て(地域をリードする行動を行って)推進して下さい。行政による指導が大切と感じています。防災組織を立ち上げても動けない自治会が多い。	1	自主防災組織の活動の活性化には、市による育成指導や支援も大切な要素の一つと認識していますので、引き続き自主防災組織の活性化に努めてまいります。 なお、活動が思うようにならないなどお困りの場合は、お気軽に区役所担当課にご相談ください。	—
33	その他	「自助」「共助」「公助」の連携による『減災』の推進を言っているのだから、自治協議会委員に対する説明の際に配布された資料を「共助」の中心にいる全自治会(町内会)に配布すると、コミ協単位で、各自治会の防災担当者を集め、担当部による説明会を開催して下さい。 上記の要請に対し、担当部は配布及び説明会を開催する予定無しの返事。自治協で説明したのだから、コミ協から出ている自治協委員が、コミ協に持ち帰って、説明するかしないかは委員次第、では担当部は無責任すぎませんか。	1	区自治協議会は市民と市との協働の要であり、コミュニティ協議会選出の委員の皆様は、その役割や説明責任について十分に自負されているものと認識しています。 本市の防災への取り組みをはじめ、市の事業や施策に関して、自治会やコミュニティ協議会等を単位とした説明をご希望の場合は、担当部職員が会場に出向き、説明・意見交換する「市政さわやかトーク宅配便」制度がありますのでご利用ください。 ※「市政さわやかトーク宅配便」の詳細は、 http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/shimin/sawayaka/index.html をご覧ください。	—
34	その他	地域防災活動に従事する者が体系的な対応をとれるように配置していただきたい。 日本集団災害医学会ではCSCATTTで表現される行動指針や災害現場概念図による現場管理の方法を定めているので参考にさせていただきたい。 C: Command&Control 指揮と統制 S: Safety 安全 C: Communication 情報伝達 A: Assessment 評価 T: Triage 優先課題の選定 T: Treatment 治療(現場での応急対応) T: Transport 搬送(彼方への申し送り及び要請) 災害現場概念図 ・危険区域(消防や自衛隊のみが活動できる) ・警戒区域(様々な職種が活動できる) ・参考意見の区域(住民の立ち入りができる) 新潟市内の各地域を3段階で表示することにより、防災活動が円滑に行えるように配慮していただきたい。	1	ご意見にある「行動指針」と「災害現場概念図」の考え方については、災害時医療の現場だけでなく、発災時における多くの局面で大いに参考になると考えています。 災害時には、活動区域の線引き等が必要となることから、いただいたご意見を参考に応急対応マニュアルへの反映について検討させていただきます。	—
35	その他	時系列的な行動計画をあらかじめ決めていただきたい。 発災後 2時間以内 6時間以内 12時間以内 24時間以内 48時間以内	1	発災後の「時間軸」の意識は各種計画の実効性を高めるうえで非常に大切な要素であると思います。 いただいたご意見を参考に、今後、応急対応マニュアル等の各種計画について、「時間軸」での整理を検討してまいります。	—
36	その他	情報の共有について 各部門の情報を3段階(重大な障害あり、若干の障害あり、おおむね平穏)で表示してほしい。	1	大規模災害発生時には災害対策本部に災害情報や被害情報をはじめとした様々な情報が入ってくるのが想定されます。 情報の区分けは迅速な災害対処方針の決定に欠かせないポイントとなりますので、ご意見を参考に「情報収集・伝達」の在り方について検討してまいります。	—